

## 【49用語】

浄書（じょうしょ）…清書すること

校合（こうごう）…きようごう、元の原稿と照らし合わせて正すこと

客月（かくげつ）…先月、前月

斟酌（しんしゃく）…相手の事情等をくみ取ること、忖度すること

前陳（ぜんちん）…前に述べたこと、前述

折衷（せつちゆう）…あれこれ取捨し適当なところを取ること

思考（しこう）…思い考えること、思案

穩当（おんとう）…おだやかで道理に当てはまっていること

更正（こうせい）…あらためて正すこと

広袤（こうぼう）…幅と長さ、面積

## 【49解説】

表紙に「郡市町村区域」とある本簿冊は、明治二十三年（一八九〇）五月十七日の府県制・郡制の公布に伴い、本県の郡域や県制・郡制の実施に関する諸資料が綴られており、町村分合の関係資料を綴った「郡市町村名称区域」や「役所・役場位置」と並んで、本県の明治期における郡と市町村の変遷を知る上では貴重な公文書であろう。

本県における郡制施行は明治二十九年八月一日であるが、その前年十一月に国の県治局長から県知事へ、郡の分合に関連して郡の名称について照会があった。本文書はその回答案であり、主に多野郡と勢多郡の名称の理由・根拠などが記されている。なお多野郡の場合、地元住民は緑野郡の名称を希望していたことがうかがえる。